

平成22年7月30日
原子力安全・保安院

柏崎刈羽原子力発電所第1号機に係る「特別な保全計画」等の届出について

本日（7月30日）、東京電力(株)から原子力安全・保安院（以下「当院」という。）に対し、柏崎刈羽原子力発電所第1号機に係る「特別な保全計画」等^{*}の届出がありましたのでお知らせします。

当院では、本日届出のあった「特別な保全計画」等の内容について確認を行うとともに、本計画に基づく保全活動が適確に実施されることを保安検査等により厳格に確認を行ってまいります。

1. 「特別な保全計画」等について

昨年1月1日より運用を開始した新検査制度の一環として、1年以上運転を停止していたプラントにおいては、広範な機器に対する追加的な点検等の実施や設備全般に対する長期停止の影響を評価するため、「特別な保全計画」等を策定し届け出ることが義務づけられています。

第1号機については、上記要件に該当するため、今回の届出の前にも、昨年4月1日付けで、定期検査中における「特別な保全計画」等の届出が行われ、設備の点検・評価や停止中の保全作業が実施されています。

2. 当院の対応

当院では、本日届出のあった第1号機に係る「特別な保全計画」については、その策定段階において、中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会設備健全性評価サブワーキンググループにて内容を審議し、地震影響にその後の経時的劣化が加わることによる影響を監視できるものとなっており適切な内容であると評価しています。

さらに、「特別な保全計画」等（別紙参照）に基づく保全活動が適確に実施されることを保安検査等を通じて厳格に確認を行ってまいります。

※「特別な保全計画」は、電気事業法に基づく保安規程の一部として届出が行われるものであり、保安規程には、「特別な保全計画」のほか、点検計画や補修、改造、取替計画等が記載されています。今回は、保安規程の一部変更として届出がなされ、「特別な保全計画」の内容に加え、その適用期間等について変更を行っているため、「特別な保全計画」等としております。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者：石垣、忠内

電 話：03-3501-1511 (内線) 4871

03-3501-9547 (直通)

柏崎刈羽原子力発電所 1号機 保全計画変更の概要

平成 22 年 7 月 30 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

概要

I. 保全計画書変更のポイント

- 平成 22 年 5 月 21 日に届出した 1 号機 保全計画（第 15 保全サイクル）のうち、特別な保全計画（下図参照）の適用期間を従前「プラント全体の健全性確認が終了し、実運転期間を開始（第 15 回定期検査終了日）するまでの期間」としていたものを「実運転期間の開始（第 15 回定期検査終了日）から、次回第 16 回定期検査開始日の前日までの期間」に変更。
- 特別な保全計画として、プラント全体の健全性確認に係る計画書の内容を反映。

II. 今回届出した保全計画書の概要

1. 保全計画の始期及び適用期間

平成 23 年 8 月 6 日までの期間を適用期間として記載。（始期は平成 21 年 4 月 1 日）

2. 保全活動管理指標の設定

保全活動の効果と弱点の「見える化」を図り、保全活動を継続的に改善するための「ものさし」として、プラントレベルおよび安全上重要な系統レベル毎に合計約 200 の管理指標を設定。

〔プラントレベルの管理指標の例〕

- ・ 7000 臨界時間*当たりの計画外自動スクラム回数：<1 回
- ・ 7000 臨界時間当たりの計画外出力変動回数：<2 回
- * 臨界時間 制御棒引抜開始から全挿入までの時間

〔系統レベルの管理指標の例〕

- ・ 原子炉の緊急停止機能について保全により予防することが可能な故障回数の目標値：<1 回/サイクル

3. 点検計画

原子力発電所の主要な構築物、系統、機器等について、原子炉施設の安全性を確保する上での重要度を定めるとともに、過去の運転経験（点検実績やトラブル等）から社内で定めている保全方式、点検内容・頻度を整理。また、今後点検計画を策定、変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全が有効に機能することを確認するとともに、継続的な改善につなげていく旨を記載。

（残留熱除去冷却系ポンプの例）

- ・ ポンプを含めた機能・性能試験（炉心注水機能検査）：定期検査の都度実施
- ・ 状態監視を含む機能・性能試験（ポンプ運転中検査）：運転中 6 ヶ月毎の実施

4. 特別な保全計画

プラント運転中におけるパラメータ採取及び評価を行う旨を記載。

5. 補修、取替え及び改造計画

保全サイクル中の工事認可対象工事等について記載。

6. 定期検査時の安全管理

定期検査停止時における、保安規定で求められる機能を満足させるための管理の計画を整理。

7. 保全に関する実施体制

保全の実施については、保安規程に定められた事業者管理体制に基づき実施することや、協力事業者に役務を調達する場合には技術的要件（力量）も考慮の上、調達管理のマニュアルに従うこと等を記載。

プラントの復旧段階と特別な保全計画の届出範囲

プラントの復旧段階に応じて、機器レベル、系統レベル、建物・構築物における点検・評価計画やプラント全体の機能試験・評価計画、設備の長期保管計画を「特別な保全計画」として策定。

